

受講料や テキスト代を ご自身で 支払った方 初任者研修修了 証の発行日から 1年以内に 採用された方

ホームヘルパー として働くのが 初めての方

※上記すべてを満たす場合キャッシュバックの対象になります。
※一定期間働いていただくなど、いくつか条件がございます。

キャッシュバック制度についてのお問合せ 総務部職員課職員係(電話:623-0010)



社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 ホームページ

最新情報なSNSでX(IBツイッター) インスタグラム







